

日知録訓注尚書篇（一）

野間 文史

凡例

- 一 本稿は顧炎武『日知録』卷二（尚書篇）の訓注である。
- 二 底本は黄汝成『日知録集釈』（光緒崇文書局開雕本・世界書局排印本）であるが、黄氏「集釈」は省いた。
- 三 本文には章ごとの通し番号（01・02……）をつけた。一章は原文・訓読文・注釈（①・②……）、そして「補説」の部分から成る。
- 四 本文は『原抄本日知録』（文史哲出版社 一九七〇年再版本）や原拠によって校訂（\*印）する場合がある。また諱字は元字に復した。
- 五 原注は「一」によって区別している。
- 六 原文の分段以外にも、読解の便のため、私見によって本文を分断する場合がある。

目次

01	帝王名號	01	帝王名號
04	惠迪吉從逆凶	02	九族
07	錫土姓（以上本集）	05	懋遷有無化居
10	胤征	08	厥弟五人（次集以降）
13	少師	11	惟元祀十有二月
16	泰誓	14	殷紂之所以亡
19	大天王季	17	百姓有過在予一人
22	周公居東	20	彝倫
25	召誥	23	微子之命
28	節性	26	元子
31	王來自奄	29	汝其敬識百辟享
34	顧命	32	建官惟百
37	文侯之命	35	矯虔
40	書序	38	秦誓
		41	豐熙僞尚書
		03	舜典
		06	三江
		09	惟彼陶唐有此冀方
		12	西伯戡黎
		15	武王伐紂
		18	王朝步自周
		21	龜從筮逆
		24	酒誥
		27	其稽我古人之德
		30	惟爾王家我適
		33	司空
		36	罔中于信以覆詛盟
		39	古文尚書

01 帝王名號

堯・舜・禹皆名也。古未有號、故帝王皆以名紀、臨文不諱也。【胡文定修春秋筮子「臣聞古者不以名為諱。堯典稱『有鏗在下曰虞舜』、則堯・舜者固二帝之名、而堯典乃虞氏史官所作、直載其君之名而不避也。】考之尚書、「帝曰格汝舜」、「格汝禹」、名其臣也。堯崩之後、舜與其臣言則曰「帝」、禹崩之後、五子之歌則曰「皇祖」、胤征則曰「先王」、無言堯・舜・禹者、不敢名其君也。自啓至發皆名也。夏后氏之季而始有以十干為號者。桀之癸、商之報丁・報乙・報丙・主壬・主癸、皆號以代其名。【白虎通曰「殷質、以生日名子」。】自天乙至辛皆號也。【大甲・沃丁・仲丁・河亶甲・祖乙・盤庚、皆以為書篇之名、惟其號也。】商之王著號不著名、而名之見於經者二。天乙之名履、辛之名受是也。【武庚亦是號、祿父乃名也。】曰湯曰紂、則亦號也。【孔氏西伯戡黎序傳「受紂也。音相亂」。】號則臣子所得而稱、故伊尹曰「惟尹躬暨湯」、頌曰武湯、曰成湯、曰湯孫也。【微子之命言「乃祖成湯」、多士言「爾先祖成湯」、皆對其臣子稱之。】曰文祖、曰藝祖、曰神宗、曰皇祖、曰烈祖、曰高祖、曰高后、曰中宗、曰高宗、而廟號起矣。曰玄王、曰武王、而諡立矣。曰大舜、曰神禹、曰大禹、曰武湯、曰寧王、而稱號繁矣。自夏以前純乎質、故帝王有名而無號。自商以下寢乎文、故有名有號、而德之盛者、有諡以美之。於是周公因而制諡。自天子達於卿大夫、美惡皆有諡、而十干之號不立。【史記齊太公世家「太公子丁公、丁公子乙公、乙公子癸公」、猶用商人之稱。陸淳曰「史記・世本、厲王以前、諸侯有諡者少。其後乃皆有諡」。】然王季以上不追諡、猶用商人之禮焉。此文質之中、而臣子之義也。嗚呼、此其所以為聖人也歟。

\* 1 原抄本「籍」字に作る。

\* 2 集積本「諡」字に作るが、原抄本「諡」字が正しい。

\* 3 集積本「成」字に作るが、恐らくは原抄本「武」字が正しい。  
\* 4 原抄本「浸」字に作る。

堯・舜・禹は皆な名なり。古には未だ號有らず、故に帝王は皆な名を以て紀し、「文に臨みて諱まざる」(①)なり。【胡文定(②)の春秋を修むる筮子に「臣聞く、古者には名を以て諱むを爲さず。堯典に『鏗の下に在る有り、虞舜と曰ふ』と稱すれば、則ち堯・舜は固より二帝の名にして、堯典は乃ち虞氏の史官の作る所なるも、直だ其の君の名を載せて避けざるなり」とあり。】之れを尚書(③)に考ふるに、「帝曰はく、格れ汝舜よ」、「格れ汝禹よ」とは、其の臣に名いふなり。堯の崩ずるの後、舜其の臣と言ふときは則ち「帝」(④)と曰ひ、禹の崩ずるの後、五子之歌(⑤)には則ち「皇祖」と曰ひ、胤征(⑥)には則ち「先王」と曰ひ、堯・舜・禹と言ふ者無きは、敢へて其の君に名いはざればなり。啓より發に至るまでは皆な名なり。夏后氏の季にして始めて十干を以て號と爲す者有り。桀の癸といふ、商の報丁・報乙・報丙・主壬・主癸といふは(⑦)、皆な號して以て其の名に代ふるなり。【白虎通(⑧)に曰く「殷は質なれば、生日(たんにじょうび)を以て子に名づく」と。】天乙より辛に至るまで皆な號なり。【大甲・沃丁・仲丁・河亶甲・祖乙・盤庚の、皆な以て書篇の名(⑨)と爲すは、惟れ其の號なればなり。】商の王は號を著して名を著さざるも、而も名の經に見ゆる者に二あり。天乙の名の履なる(⑩)、辛の名の受なる(⑪)は是れなり。【武庚も亦た是れ號、祿父は乃ち名なり(⑫)。】湯と曰ひ紂と曰ふも、則ち亦た號なり。【孔氏の西伯戡黎序の傳(⑬)に「受は紂なり。音相亂」とあり。】號は則ち臣子の得て稱する所なり、故に伊尹(⑭)「惟れ尹が躬湯に暨ぶ」と曰ひ、頌(⑮)

に武湯と曰ひ、成湯と曰ひ、湯孫と曰ふなり。【微子之命(⑩)に「乃(な)ちが祖成湯」と言ひ、多士(⑪)に「爾が先祖成湯」と言ふは、皆な其の臣子に對して之れを稱す。】文祖と曰ひ、藝祖と曰ひ、神宗と曰ひ、皇祖と曰ひ、烈祖と曰ひ、高祖と曰ひ、高后と曰ひ、中宗と曰ひ、高宗と曰ひて、廟號起れり(⑫)。玄王と曰ひ、武王と曰ひて、諡立てり(⑬)。大舜と曰ひ、神禹と曰ひ、大禹と曰ひ、武湯と曰ひ、寧王と曰ひて、號を稱すること繁し(⑭)。

夏より以前は質に純たり、故に帝王には名有りて號無し。商より以下は文に寢り(ひた)、故に名有り號有り、而して徳の盛なる者は、諡(おくりな)有りて以て之を美す。是に於て周公因りて諡を制す。天子より卿大夫に達するまで、美惡に皆な諡有りて、十干の號は立てず。【史記齊太公世家(⑮)に「太公の子は丁公、丁公の子は乙公、乙公の子は癸公」とあるは、猶ほ商人の稱を用ふるなり。陸淳(⑯)曰はく「史記・世本にては、厲王より以前、諸侯の諡有る者は少なし。其の後には乃ち皆な諡有り」と。】然らば王季より以上は追諡せず、猶ほ商人の禮を焉(こゝ)に用ふ。此れ文質の中にして、臣子の義なり。嗚呼(あゝ)、此れ其の聖人爲る所以なるか。

①臨文不諱——『禮記』曲禮上篇「詩書不諱、臨文不諱」、鄭注「爲其失事正也」を踏まえる。

②胡文定——胡安國『春秋胡氏傳』論名諱筭子。胡氏は本条の引用文に統けて「周人以諡易名、於是有所諱禮。然臨文不諱、嫌名不諱、二名不偏諱、載在禮律、其義明白」という。

③尚書——《舜典》に「帝曰、格汝舜。詢事考言、乃言底可績、三載。汝陟帝位」とあり、《大禹謨》に「帝曰、格汝禹。朕宅帝

位、三十有三載、耄期倦于勤、汝惟不忘、總朕師」という。

④舜與其臣言則曰帝——《舜典》に「二十有八載、帝乃殂落。……舜曰『咨。四岳。有能奮庸、熙帝之載、使宅百揆、亮采惠疇。』僉曰『伯禹作司空。』帝曰『兪咨。禹、汝平水土、惟時懋哉。』禹拜稽首」とあるが、前の「帝」は堯を、後の「帝」は舜を指すということ。

⑤五子之歌——《五子之歌》「太康尸位以逸豫、……五子咸怨、述大禹之戒以作歌其一曰。皇祖有訓、(皇君也。君祖禹有訓戒。)民可近、不可下」。

⑥胤征——《胤征》「惟仲康肇位四海。胤侯命掌六師。羲和廢厥職、酒荒于厥邑、胤后承王命徂征、告于衆曰『嗟予有衆、聖有謨訓、明徵定保。先王克謹天戒、(言君能慎戒、臣能奉有常法。)] 臣人克有常憲……」。

⑦桀之癸・商之報丁——「桀の癸といふ」以下は『尚書』には見えず、桀は『史記』夏本紀に「孔甲崩、子帝皋立。帝皋崩、子帝發立。帝發崩、子帝履癸立、是爲桀」とある。そしてこれ以下の殷王の名も『史記』殷本紀に見えるものである。

契卒、子昭明立。昭明卒、子相土立。相土卒、子昌若立。昌若卒、子曹圍立。曹圍卒、子冥立。冥卒、子振立。振卒、子微立。微卒、子報丁立。報丁卒、子報乙立。報乙卒、子報丙立。報丙卒、子主壬立。主壬卒、子主癸立。主癸卒、子天乙立。是爲成湯。

⑧白虎通——『白虎通』姓名篇に「殷以生日名子何。殷家質、故直以生日名子也」とある。

⑨書篇之名——以下は「尚書百篇表」である。顧氏が指摘する篇名に「★」を附した。

1	堯典	2	舜典	3	汨作	4	九共一	5	九共二
6	九共三	7	九共四	8	九共五	9	九共六	10	九共七
11	九共八	12	九共九	13	棗飮	14	大禹謨	15	皋陶謨
16	益稷(以上「虞書」)	17	禹貢	18	甘誓	19	五子之歌		
20	胤征	21	帝告	22	盤沃	23	湯征	24	汝鳩
25	汝方(以上「夏書」)	26	湯誓	27	夏社	28	疑至		
29	臣扈	30	典寶	31	仲虺之誥	32	湯誥	33	明居
34	伊訓	35	肆命	36	祖后	37	★太甲上	38	★太甲中
39	★太甲下	40	咸有一德	41	★沃丁	42	咸乂一	43	咸乂二
44	咸乂三	45	咸乂四	46	伊陟	47	原命	48	★仲丁
49	★河亶甲	50	★祖乙	51	★盤庚上	52	★盤庚中	53	盤庚下
54	說命上	55	說命中	56	說命下	57	高宗彤日	58	高宗之訓
59	西伯戡黎	60	微子(以上「商書」)	61	泰誓上	62	泰誓中		
63	泰誓下	64	牧誓	65	武成	66	洪範	67	分器
68	旅獒	69	旅巢命	70	金縢	71	大誥	72	微子之命
73	歸禾	74	嘉禾	75	康誥	76	酒誥	77	梓材
78	召誥	79	洛誥	80	多士	81	無逸	82	君奭
83	蔡仲之命	84	成王政	85	將薄姑	86	多方	87	立政
88	周官	89	賄肅慎命	90	亳姑	91	君陳	92	顧命
93	康王之誥	94	畢命	95	君牙	96	冏命	97	呂刑
98	文侯之命	99	費誓	100	秦誓(以上「周書」)				

⑩天乙之名履——顧氏は「名の經に見ゆる者」と述べているが、「天乙」すなわち「湯」の名が「履」であることは、現行『尚書』

にその記述はない。上掲『史記』股本紀の〈索隱〉にも「湯名履、書曰『予小子履』是也。又稱天乙者、譙周云『夏・殷之禮、生稱王、死稱廟主、皆以帝名配之。天亦帝也、殷人尊湯、故曰天乙』と注してはいるものの、もちろん現行本には見えない。そしてこれは『論語』堯曰篇の〈孔安國傳〉に基づくものの上である。

堯曰、咨爾舜、天之曆數在爾躬。允執其中。四海困窮、天祿永終。舜亦以命禹。曰、予小子履、敢用玄牡、敢昭告于皇皇后帝。孔曰、履殷湯名。此伐桀告天之文。殷家尚白、未變夏禮、故用玄牡。皇大。后君也。大大君帝謂天帝也。墨子引湯誓、其辭若此。

つまりこれによれば、『墨子』所引の逸文であることが分かる。参考までに邢昺『論語正義』の疏釈は以下の通りである。正義曰、云「履殷湯名」者、案世本「湯名天乙」者、安國意、蓋以湯受命之王、依殷法、以乙日生名天乙。至將爲王、改名履、故二名也。亦可安國不信世本、無天乙之名。皇甫謐巧欲傳會云「以乙日生、故名履、字天乙」。又云「祖乙亦云、乙日生、復名乙」。引易緯孔子所謂「天之錫命故可同名」。既以天乙爲字、何云同名乎。斯又妄矣。云「墨子引湯誓、其辭若此」者、以其尚書湯誓無此文、而湯誥有之、又與此小異、唯墨子引湯誓、其辭與此正同、故言之。所以證此爲伐桀告天之文也。

⑪辛之名受——「辛」すなわち「紂」の名が「受」であることは、なお現行本『墨子』では、〈兼愛下〉篇所引である。  
 〈泰誓上〉〈泰誓中〉〈泰誓下〉〈牧誓〉〈武成〉等の諸篇に見

える。

・〔泰誓上〕惟十有三年、春、大會于孟津。王曰「嗟我友邦冢君、越我御事庶士、明聽誓。惟天地、萬物父母、惟人、萬物之靈。宜聰明、作元后、元后作民父母。今商王受、弗敬上天、降災下民、沈緬冒色、敢行暴虐。」

・〔牧誓〕時甲子昧爽、王朝至于商郊牧野、乃誓。……王曰「古人有言曰『牝雞無晨。牝雞之晨、惟家之索』。今商王受、惟婦言是用。昏棄厥肆祀、弗答、昏棄厥遺王父母弟、不迪。無道、暴殄天物、害虐烝民、爲天下逋逃主、萃淵藪。」

・〔武成〕王若曰「嗚呼。群后、惟先王建邦啓土。……今商王受無道、暴殄天物、害虐烝民、爲天下逋逃主、萃淵藪。」

⑫武庚・禄父——『史記』殷本紀に「甲子日、紂兵敗。紂走入、登鹿臺、衣其寶玉衣、赴火而死。周武王遂斬紂頭、縣之大白旗。」

殺妲己。釋箕子之囚、封比干之墓、表商容之閭。封紂子武庚祿父、以續殷祀、令修行盤庚之政。殷民大說。於是周武王爲天子」とあるように、「武庚祿父」は並挙されているが、「洪範」篇序とその「孔安國傳」には次のように見える。

武王勝殷、殺受立武庚。「不故而殺、紂自焚也。武庚紂子、以爲王者後。一名祿父。」

⑬孔氏西伯戡黎序傳——（西伯戡黎序）は以下の通り。

殷始咎周、周人乘黎、祖伊恐、奔告于受。「受紂也。音相亂。帝乙之子嗣立、暴虐無道。」作西伯戡黎。「戡亦勝也。」

⑭伊尹——（咸有一德）篇に見える。

伊尹既復政厥辟、將告歸、乃陳戒于德。曰「嗚呼。天難謨、命靡常。常厥德、保厥位、厥德匪常、九有以亡。夏王弗克庸德、慢神虐民、皇天弗保、監于萬方、啓迪有命。眷求一德、

俾作神主。惟尹躬暨湯、咸有一德、克享天心、受天明命。……

⑮頌——以下の『毛詩』商頌の諸篇に見えるものを指す。

・武湯——（玄鳥）「天命玄鳥、降而生商、宅殷土芒芒、古帝命武湯、正域彼四方」。

・成湯——（殷武）「昔有成湯、自彼氐羌、莫敢不來享、莫敢不來王」。

・湯孫——（那）「猗與那與、置我鞀鼓、奏鼓簡簡、衍我烈祖、

湯孫奏假、綏我思成、鞀鼓淵淵、嘒嘒管聲、既和且平、依我磬聲、於赫湯孫、穆穆厥聲、

庸鼓有數、萬舞有奕、我有嘉客、亦不夷懌、自古在昔、先民有作、溫恭朝夕、執事有恪、

顧予烝嘗、湯孫之將」。

（烈祖）「來假來饗、降福無疆、顧予烝嘗、湯孫之將」。

（殷武）「撻彼殷武、奮伐荆楚、深入其阻、裒荆之旅、有截其所、湯孫之緒」。

⑯微子之命——（微子之命）篇には次のように見える。

王若曰「猷。殷王元子。惟稽古、崇德象賢。統承先王、修其禮物。作賓于王家、與國咸休、永世無窮。嗚呼。乃祖成湯、

克齊聖廣淵、皇天眷佑、誕受厥命、撫民以寬、除其邪虐、功加于時、德垂后裔、爾惟踐修厥猷、舊有令聞、恪慎克孝、肅

恭神人、予嘉乃德。」

⑰多士——（多士）篇は次の通り。

惟三月、周公初于新邑洛、用告商王士。王若曰「爾殷遺多士。弗吊、旻天大降喪于殷、我有周佑命、將天明威、致王罰、敕殷命終于帝。……乃命爾先祖成湯革夏、俊民甸四方。自成湯

至于帝乙、罔不明德恤祀、亦惟天丕建、保乂有殷、殷王亦罔敢失帝、罔不配天、其澤。

⑱而廟號起矣——「文祖」以下は次の諸篇に見える。

・文祖—《舜典》「正月上日、受終于文祖」、孔傳「文祖者堯文德之祖廟」。

・藝祖—《舜典》「歸、格于藝祖、用特」、孔傳「巡守四岳、然後歸告至文祖之廟」。

・神宗—《大禹謨》「正月朔旦、受命于神宗」、孔傳「受舜終事之命神宗文祖之宗廟。言神尊之」。

・皇祖—《五子》「其一曰、皇祖有訓、民可近、不可下」、孔傳「皇君也。君祖禹有訓戒」。

・烈祖—《伊訓》「伊尹乃明言烈祖之成德、以訓于王」、孔傳「湯有功烈之祖、故稱焉」。

・高祖—《盤庚下》「肆上帝將復我高祖之德、亂越我家」、孔傳「徙故天將復湯德、治理於我家」。

・高后—《盤庚中》「失于政、陳于茲、高后丕乃崇降罪疾」。

・中宗—《無逸》「周公曰、嗚呼、我聞曰、昔在殷王中宗、嚴恭寅畏」、孔傳「大戊也。殷家中世尊其德、故稱宗」。

・高宗—《高宗彤日》「高宗彤日、越有雉雉」  
《說命》序「高宗夢得說」、孔傳「盤庚弟小乙子、名武丁。德高可尊、故號高宗」。

⑲而謚立矣——「玄王」は『尚書』には見えず、『毛詩』に見える。これに対して「武王」は『尚書』周書に頻見する。ここでは「玄王」の例のみを挙げる。

・玄王—《商頌》長發「玄王桓撥、受小國是達、受大國是達」、

毛傳「玄王契也。桓大、撥治、履禮也」。

⑳而稱號繁矣——「大舜」以下は次の諸文献に見える。必ずしも『尚書』だけには限らない。

・大舜—『孟子』公孫丑上「孟子曰、子路人告之以有過則喜、禹聞善言則拜。大舜有大焉、善與人同、舍己從人、樂取於人以爲善」、趙岐注「大舜虞舜也。孔子稱曰巍巍、故言大舜。有大焉、能舍己從人、故爲大也。於子路與禹同者也」。

・神禹—『莊子』齊物論「雖有神禹、且不能知、吾獨且奈何哉」。

・大禹—《大禹謨》「曰若稽古大禹、曰文命敷於四海、祗承于帝」、孔傳「禹稱大、大其功。謨謀也」。

・武湯—『毛詩』商頌・玄鳥「天命玄鳥、降而生商、宅殷土芒芒、古帝命武湯、正域彼四方」、箋云「古帝天也。天帝命有威武之德者成湯、使之長有邦域、爲政於天下。方命其君、謂徧告諸侯也。湯有是德、故覆有九州爲之王也」。

なお校記に述べたように、「集釈本」は「武湯」を「成湯」に作る。正否を決し難いが、いま「原抄本」に従う。「成湯」については上記注⑱を参照。

・寧王—《大誥》「寧王遺我大寶龜、紹天明」、孔傳「安天下之王、謂文王也」。

《君奭》「我道惟寧王德延、天不庸釋于文王受命」

ちなみに「寧王」の「寧」字について、現在の学界では清末の文字学者呉大澂が、金文の「文」字である「甞」字を誤って釈文したものだ、とする見解が支持されている。(孔安國

傳〕は「文王」と解して、結果としては間違っていないからであるが、当時（魏晉以前？）すでに古文字体についての知識は失われていたことが分かる。

②史記齊太公世家——『史記』齊太公世家は以下の通り。

蓋太公之卒百有餘年、子丁公呂伋立。丁公卒、子乙公得立。

乙公卒、子癸公慈母立。癸公卒、子哀公不辰立。

③陸淳——陸淳『春秋啖趙集傳纂例』卷八姓氏名字爵諡義例第三十

一「爵諡」条に次のように見える。

古者無諡、周始有之。武王追王三代、而王季獨無諡。蓋初制之時、加諡者如殷祖之號、有大功大德、乃加之。故三祖之中、無諡者一併諸侯。若公卿大夫有大功大德及大惡者、乃特賜諡、不盡有諡也。故史記・世本、厲王以前、諸侯有諡者少。其後乃皆有諡。蓋後代僭差、遂以爲常。

〔補説〕本条では、帝王の名号が時代を追って増加したことを論じている。おおむね顧氏が述べるように、

名——名・号（十干）・廟号——名・号・廟号・諡

という流れは認められるであろうが、廟号については、顧氏の挙例に明らかなように、すでに虞代に見られることになるから、この主張には問題無しとしない。それはともかくとして、本条は堯・舜・禹等を実在の帝王と見なす、あくまでも経学の枠内での議論である。

02 九族

宗盟之列、先同姓而後異姓。喪服之紀、重本屬而輕外親。此必有所受之、不自周人始矣。「克明俊德、以親九族」、孔傳以爲「自高祖至玄孫之親」。蓋本之喪服小記「以三爲五、以五爲九」之說、而百世不可易者也。牧誓數商之罪、但言「昏棄厥遺王父母弟」、而不及外親。呂刑申命有邦、歷舉「伯父伯兄、仲叔季弟、幼子童孫」、而不言甥舅。古人所爲先後之序、從可知矣。故爾雅謂「於內宗曰族、於母妻則曰黨」。而昏禮及仲尼燕居「三族」之文、康成並釋爲「父子孫」。〔儀禮昏禮「三族之不虞」、注「三族謂父昆弟、己昆弟、子昆弟」。禮記仲尼燕居篇「故三族和也」、注「三族父子孫也」。〕杜元凱乃謂「外祖父・外祖母・從母子、及妻父・妻母、姑之子、非己之同族、皆外親有服而異族者」。〔左氏桓公六年傳注〕然則史官之稱帝堯舉其疏而遺其親、無乃顛倒之甚乎。且「九族」之爲同姓、經傳之中有明證矣。春秋魯成公十五年「宋共公卒」、傳曰「二華戴族也。司城莊族也」。六官者皆桓族也。共公距戴公九世。〔凡十三公、內除同世者四公。〕而唐六典「宗正卿掌皇九族之屬籍、以別昭穆之序、紀親疏之別。九廟之子孫、其族五十有九。光皇帝一族、景皇帝之族六、元皇帝之族三、高祖之族二十有一、太宗之族十有三、高宗之族六、中宗之族四、睿宗之族五」。此在玄宗之時、已有七族。〔中・睿二宗、同爲一世。〕若其歷世滋多、則有不止於九者、而五世親盡。故經文之言「族」者、自九而止也。〔杜氏於襄十二年傳注曰「同族謂高祖以下」、則前說之非、不待辨而明矣。〕又孔氏正義、謂「高祖玄孫無相及之理」、〔桓六年〕不知高祖之兄弟與玄孫之兄弟、固可以相及。如後魏國子博士李瑒之所謂「壽有短長、世有延促、不可得而齊同」者。如宋洪邁容齋隨筆言「嗣漢王士歆、在隆興爲從叔祖、在紹熙爲曾叔祖、在慶元爲高叔

祖」、其明證矣。【余丁未歲、在大同邁代府中尉俊<sup>1</sup>。年近五十、考其世次、於孝宗爲昆弟、而上距弘治之元已一百八十年。秦晉二府見在者、多其六七世孫。】亦何必帝堯之世、高祖玄孫之族無一二人同在者乎。疑其不相及、而以外戚當之、其亦昧於齊家治國之理矣。

路史曰「親親治之始也。禮小記曰『親親以三爲五、以五爲九。上殺下殺旁殺、而親畢矣』、是所謂『九族』者也。夫人生則有父、壯則有子。父子與己、此小宗伯三族之別也。【周禮小宗伯「掌三族之別、以辨其親疏。其正室皆謂之門子。」】父者子之祖、因上推之、以及於己之祖。子者父之孫、因下推之、以及於己之孫。此禮傳之『以三爲五』也。己之祖、自己子視之、則爲曾祖王父、自己孫視之、則爲高祖王父。己之孫、自己父視之、則爲曾孫、自己祖視之、則爲玄孫。故又上推以及己之曾高、下推以及己之曾玄。是所謂『以五爲九』也。陳氏禮書曰「己之所親、以一爲三、祖孫所親、以五爲七。記不言者、以父子一體、而高玄與曾同服、故不辨異之也。服父三年、服祖期、則曾祖宜大功、高祖宜小功、而皆齊衰三月者、不敢以大小功旁親之服加乎至尊。故重其衰麻、尊尊也。減其日月、恩殺也。此所謂上殺。服適子三年、庶子期、適孫期、庶孫大功、【適孫傳重者也。有適子者無適孫、則長子在、皆爲庶孫也。】則曾孫宜五月、而與玄孫皆總麻三月者、曾孫服曾祖三月、曾祖報之亦三月。曾祖尊也、故加齊衰。曾孫卑也、故服總麻。此所謂下殺。服祖期、則世叔宜大功。以其與父一體、故加以期。【周道親親、至重者莫如兄弟。兄弟之子進而爲期。其服同於子。父之兄弟進而爲期。其服同於祖父。故曰「死喪之威、兄弟孔懷。」】從世叔則疏矣、加所不及、故服小功。族世叔又疏矣、故服總麻。此發父而旁殺者也。祖之兄弟小功、曾祖兄弟總麻、高祖兄弟無服。此發祖而旁殺者也。同父至親期、同祖爲從大功、同曾祖爲再從小功、

同高祖爲三從總麻。此發兄弟而旁殺者也。父爲子期、兄弟之子宜九月、不九月而期者、以其猶子而進之也。從兄弟之子小功、再從兄弟之子總麻。此發子而旁殺者也。祖爲孫大功、兄弟之孫小功、從兄弟之孫總麻。此發孫而旁殺者也。蓋服有加也、有報也、有降也。祖之齊衰、世叔從子之期、皆加也。曾孫之三月與兄弟之孫五月、皆報也。若夫降有四品、則非五服之正也。

觀於「九族」之訓、「如喪考妣」之文、而知宗族之名、服紀之數、蓋前乎二帝而有之矣。後魏孝文帝太和、詔延四廟之子、下逮玄孫之胄、申宗宴於皇信堂、不以爵秩爲列、悉序昭穆爲次、用家人之禮、此由古聖人睦族之意而推之者也。

\* 1 原拠は「井」字に作る。

\* 2 集釈本「先」字に誤る。

\* 3 集釈本「長短」に作るが、原拠・原抄本の「短長」に従う。

\* 4 原抄本「俊晰」、光緒本「俊晰」、世界書局本「俊晰」に作る。今は

光緒本に従う。

\* 5 原抄本は「由」字を「繇」字に作る。以下も同様であるので、一々  
は言及しない。

宗盟の列は同姓を先にして異姓を後にす①。喪服の紀は本屬を重んじて外親を輕んず。此れ必ずや之れを受くる所有りて、周人より始まらざるべし。【克<sup>1</sup>俊德を明らかにし、以て九族を親しむ②、孔傳に以爲へらく「高祖より玄孫の親に至る」と。蓋し之れを喪服小記③の「三を以て五と爲し、五を以て九と爲す」の説に本づけるにて、百世易ふべからざる者なり。牧誓④に商の罪を數へて、但だ「厥<sup>5</sup>の遺王父母弟を昏棄す」と言へるのみにして、外親に



は及ばず。呂刑(⑤)に有邦に申命するに、「伯父伯兄、仲叔季弟、幼子童孫」を歴擧して、甥舅を言はず。古人爲す所の先後の序、從りて知るべし。故に爾雅(⑥)に「内宗に於ては族と曰ひ、母妻に於ては則ち黨と曰ふ」と謂ふ。而して昏禮(⑦)及び仲尼燕居(⑧)の「三族」の文に、康成は並びに釋して「父・子・孫」と爲す。【儀禮昏禮に「三族の不虞」、注に「三族とは父の昆弟、己の昆弟、子の昆弟を謂ふ」とあり。禮記仲尼燕居篇に「故に三族和するなり」、注に「三族とは父・子・孫なり」とあり。】

杜元凱(⑨)は乃ち「外祖父・外祖母・從母子、及び妻の父・妻の母、姑の子、己の同族に非ず、皆な外親の服有りて族を異にする者なり」と謂ふ。【左氏桓公六年傳注。】然らば則ち史官の、帝堯は其の疏を擧げて其の親を遺す、と稱するは、無乃顛倒の甚しきものならんや。且つ「九族」の同姓爲ること、經傳の中に明證有るなり。春秋魯成公十五年「宋の共公卒す」(⑩)、傳に曰はく「二華は戴族なり。司城は莊族なり。六官は皆な桓族なり」と。共公は戴公を距つること九世なり。【凡て十三公、内に同世の者四公を除く。】而して唐六典(⑪)に「宗正卿は皇九族の屬籍を掌り、以て昭穆の序を別ち、親疏の別を紀す。九廟の子孫、其の族は五十有九。光皇帝の一族、景皇帝の族六、元皇帝の族三、高祖の族二十有一、太宗の族十三、高宗の族六、中宗の族四、睿宗の族五」とあり。此れ玄宗の時に在りて、已に七族有り。【中・睿二宗は、同じく一世と爲す。】其の歴世滋多なるが若きは、則ち九に止まらざる者有れども、而も五世の親は盡く。故に經文の「族」を言ふ者は、九よりして止まるなり。【杜氏(⑫)は襄十二年傳の注に於て「同族は高祖より以下を謂ふ」と曰へば、則ち前説の非なること、辨を待たずして明らかなり。】又た孔

氏正義に「高祖・玄孫の相及ぶの理無し」と謂ふは、【桓六年】高祖の兄弟と玄孫の兄弟と、固より以て相及ぶべきを知らざるなり。後魏の國子博士李琰(⑬)の謂はゆる「壽に短長有り、世に延促有れば、得て齊同にすべからざる」者の如し。宋の洪邁の容齋隨筆(⑭)に「嗣濮王士欽は、隆興に在りては從叔祖爲り、紹熙に在りては曾叔祖爲り、慶元に在りては高叔祖爲り」と言ふが如きは、其の明證なり。【余丁未の歳、大同に在りて代府中尉の俊晰に遇ふ。年は五十に近く、其の世次を考ふるに、孝宗に於ては昆弟爲るも、而も上は弘治の元を距つること已に一百八十年なり。秦・晉二府に見在する者、多くは其の六七世の孫なり。】亦た何ぞ必ず帝堯の世に、高祖・玄孫の族一二人の同在する者無からんや。其の相及ぶざるを疑ひて、外戚を以て之れに當つるは、其れ亦た齊家治國の理に味きものなり。

路史(⑮)に曰はく「親を親とするは治の始めなり。禮小記に曰はく『親を親とするは三を以て五と爲し、五を以て九と爲す。上殺、下殺、旁殺して、親畢きぬ』とは、是れ謂はゆる『九族』なる者なり。夫れ人生まれては則ち父有り、壯には則ち子有り。父・子と己と、此れ小宗伯の三族の別なり。【周禮小宗伯(⑯)は「三族の別を掌り、以て其の親疏を辨す。其の正室は皆な之れを門子と謂ふ。】父とは子の祖なれば、上に因りて之れを推せば、以て己の祖に及ぶ。子とは父の孫なれば、下に因りて之れを推せば、以て己の孫に及ぶ。此れ禮傳の『三を以て五と爲す』ことなり。己の祖己の子より之れを視れば、則ち曾祖王父爲り、己の孫より之れを視れば、則ち高祖王父爲り。己の孫己の父より之れを視れば、則ち曾孫爲り、己の祖より之れを視れば、則ち玄孫爲り。故に又た上推して以て己の曾・高に及ぼし、下推して以て己の曾・玄に及ぼす。是れ謂はゆる

『三を以て五と爲す』ことなり。

陳氏の禮書〔⑩〕に曰はく、「己の親しむ所、一を以て三と爲し、祖孫の親しむ所、五を以て七と爲す。記に言はざるは、父子は一體にして、高・玄と曾とは服を同じくするを以て、故に之れを辨異せざるなり。父に服するには三年、祖に服するには期なれば、則ち曾祖には宜しく大功なるべく、高祖には宜しく小功なるべきに、而も皆な齊衰三月なるは、敢へて大小の功の旁親の服を以て至尊に加へざればなり。故に其の衰麻を重ぬるは、尊を尊ぶなり。其の日月を減ずるは、恩殺なり。此れ謂はゆる『上殺』なり。適子に服するには三年、庶子には期、適孫には期、庶孫には大功なれば、『適孫は重きを傳ふる者なり。適子有る者に適孫無くば、則ち長子在れども、皆な庶孫と爲るなり。』則ち曾孫には宜しく五月なるべきに、而も玄孫とともに皆な緦麻三月なるは、曾孫は曾祖に服するに三月、曾祖之れに報ずるも亦た三月なればなり。曾祖は尊きなり、故に齊衰を加ふ。曾孫は卑しきなり、故に緦麻に服す。此れ謂はゆる『下殺』なり。祖に服するには期なれば、則ち世叔〔⑪〕には宜しく大功なるべし。其の父と一體なるを以て、故に加ふるに期を以てす。『周道は親を親しみ、至つて重き者は兄弟に如くは莫し。兄弟の子は進めて期を爲す。其の服は子に同じ。父の兄弟は進めて期を爲す。其の服は祖父に同じ。故に曰はく「死喪の威、兄弟孔だ懐ふ」〔⑫〕と。』從世叔は則ち疏し、加の及ばざる所なり、故に小功に服す。族世叔は又た疏なり、故に緦麻に服す。此れ父に發して旁殺する者なり。祖の兄弟には小功、曾祖の兄弟には緦麻、高祖の兄弟には服無し。此れ祖に發して旁殺する者なり。同父は至親なれば期、同祖は從大功を爲し、同曾祖は再從小功を爲し、同高祖は三從緦麻を爲す。此れ兄弟に發して旁殺

する者なり。父は子の爲めに期なれば、兄弟の子には宜しく九月なるべきに、九月ならずして期なるは、其の猶ほ子のごとくして之れを進むるを以てなり。從兄弟の子は小功、再從兄弟の子は緦麻なり。此れ子に發して旁殺する者なり。祖は孫の爲めに大功、兄弟の孫には小功、從兄弟の孫には緦麻なり。此れ孫に發して旁殺する者なり。蓋し服には加有るなり、報有るなり、降有るなり。祖の齊衰なる、世叔從子の期なるは、皆な加なり。曾孫の三月なると兄弟の孫の五月なるは、皆な報なり。夫の降に四品有るが若きは〔⑬〕、則ち五服の正に非ざるなり」と。

「九族」の訓、「如喪考妣」〔⑭〕の文を觀れば、而ち宗族の名、服紀の數、蓋し二帝より前にして之れ有りしを知る。後魏の孝文の太和〔⑮〕、詔して四廟の子を延き、下は玄孫の胄に逮ぶまで、宗宴を皇信堂に申べ、爵秩を以て列と爲さず、悉く昭穆を序して次と爲し、家人の禮を用ふるは、此れ古の聖人の睦族の意に由りて之れを推す者なり。

①宗盟之列——参考までに『左傳』隱公十一年には「周之宗盟、異姓爲後」とある。そしてその〔疏文〕に、

賈逵以「宗爲尊、服虔以「宗盟」爲同宗之盟、孫毓以爲「宗伯屬官、掌作盟詛之載辭、故曰宗盟」、杜無明解。

とあることからすると、顧氏は服虔説を採っていることになる。②克明俊德——本条は『尚書』堯典冒頭の「九族」を問題とするものである。

曰若稽古。帝堯曰放勳。欽明文思、安安。允恭克讓、光被四表、格于上下。克明俊德、以親九族〔明俊德之士任用之、

以睦高祖玄孫之親。九族既睦、平章百姓。百姓昭明、協和萬邦、黎民於變時雍。

③喪服小記——『禮記』喪服小記「親親以三爲五、以五爲九。上殺、下殺、旁殺、而親畢矣」の鄭注は以下の通り。

己上親父、下親子、三也。以父親祖、以子親孫、五也。以祖親高祖、以孫親玄孫、九也。殺謂親益疏者、服之則輕。  
（己上は父に親しみ、下子に親しむは、三なり。父を以て祖に親しみ、子を以て孫に親しむは、五なり。祖を以て高祖に親しみ、孫を以て玄孫に親しむは、九なり。殺とは親益すます疎なる者は、服之れにするとときは則ち輕きを謂ふ。）

④牧誓——（牧誓）篇に武王の紂王を非難する演説を以下のように記す。

王曰「古人有言曰『牝雞無晨。牝雞之晨、惟家之索』。今商王受、惟婦言是用。昏棄厥肆祀、弗答、昏棄厥遺王父母弟、不迪（王父祖之昆弟、母弟同母弟。言棄其骨肉、不接之以道）。乃惟四方之多罪逋逃、是崇是長、是信是使、是以爲大夫卿士、俾暴虐于百姓、以奸宄于商邑。今予發、惟恭行天之罰。……」。

⑤呂刑——（呂刑）篇に穆王の言葉を以下のように記す。

王曰「嗚呼、念之哉。伯父伯兄、仲叔季弟、幼子童孫、皆聽朕言、庶有格命（皆王同姓、有父兄弟子孫列者、伯仲叔季、順少長也。舉同姓包異姓、言不殊也。聽從我言、庶幾有至命）。今爾罔不由慰日勤、爾罔或戒不勤。天齊于民、俾我一日、非終惟終、在人。爾尚敬逆天命、以奉我一人。雖畏勿畏、雖休勿休、惟敬五刑、以成三德。一人有慶、兆民賴

之、其寧惟永」。王曰「吁、來。有邦有土、告爾祥刑。……」。

⑥爾雅——『爾雅』釋親篇は、「父爲考、母爲妣……」以下を「宗族」の項に分類し、「母之考爲外王父、母之妣、爲外王母」以下を「母黨」、「妻之父、爲外舅、妻之母、爲外姑」以下を「妻黨」に分類する。同姓の「宗族」と異姓の「母黨」「妻黨」を區別しているということ。

⑦昏禮——『儀禮』士昏禮の「請期（婚姻の日取りを問い合わせる）」の条に次のような記述がある。

請期、曰、吾子有賜、命某既申受命矣。惟是三族之不虞（三族謂父昆弟・己昆弟・子昆弟。虞度也。不德度謂卒有死喪。此三族者己及子皆爲服期。期服則踰年、欲及今之吉也。雜記曰、大功之末、可以冠子嫁子）、使某也請吉日。

⑧仲尼燕居——『禮記』仲尼燕居篇の「以之闈門之内有禮、故三族和也」の鄭玄注に「三族、父・子・孫也」とある。

⑨杜元凱——『左傳』桓公六年の条とその杜預注は以下の通り。

故務其三時、脩其五教、親其九族、以致其禮祀（父義、母慈、兄友、弟恭、子孝也）、親其九族、以致其禮祀（禮絜敬也。九族謂外祖父・外祖母・從母子、及妻父・妻母・姑之子・姊妹之子・女子之子、并己之同族。皆外親有服而異族者也）。

なお、校記でも指摘したように、杜注「并」字を顧氏は「非」字に作る。これは阮元『左傳注疏校勘記』が「纂圖本・閩本・監本・毛本并誤非」と述べるように、顧氏の依拠した明代の版本が「非」字に作っていたからであろう。「并」字が本来の杜注であるが、ここでは顧氏のままに従う。

ちなみに、孔穎達『春秋正義』は杜預説を堅持する立場から、

以下のように疏釈している。長文ではあるが、拙訳を紹介する。

漢代の儒者には、「九族」について二通りの説が有る。《五經異義》に、

今《禮戴》・《尚書》歐陽説にては、『九族』とは乃ち異姓の属有る者なり。「父族」の四。五属〔五等の喪服――斬衰・齊衰・大功・小功・總麻〕の内を一族と為す。父の女昆弟の人に適く者と其の子とを一族と為す。己の女昆弟の人に適く者と其の子とを一族と為す。己の女子子の人に適く者と其の子とを一族と為す。「母族」の三。母の父姓を一族と為す。母の母姓を一族と為す。母の女昆弟の人に適く者と其の子とを一族と為す。「妻族」の二。妻の父姓を一族と為す。妻の母姓を一族と為す。古《尚書》説にては、『九族』とは、高祖より玄孫に至る、凡て九、皆な同姓なり。（許慎）謹みて案ずるに、礼にては、總麻三月以上は恩の及ぶ所なり。礼にては、妻の父母の爲めに服有れば、明らかに「九族」中に在り。「九族」は但だに同姓に施すのみなるを得ず。と述べている。（これに対して）鄭玄が駁して、

玄の聞くや、婦人は宗に帰す。女子は人に適くと雖ども、字は猶ほ姓に繋く。明らかに父兄と異族と爲るを得ず。其の子は則ち然り。《昏禮》の期を請ふ辞に曰く、「唯だ是れ三族に之れ虞ひ不し」とは、今の三族に未だ億度せざるの事〔死喪〕有らざるに及びて婦を迎へんと欲するなり。此に云ふ所の三族の如きは、當に異姓有るべからず。異姓は其の服は皆な總麻なり。

《禮》雜記下に「總麻の服は、女を嫁し婦を取るを禁ぜず」とあるは、是れ異姓は族中に在らずと爲すこと明らかなり。《周禮》小宗伯は三族の別名を掌り、《喪服小記》に族の義を説きて曰く「親親は三を以て五と爲し、五を以て九と爲す」と。此を以て之れを言へば、高祖より玄孫に至ること、昭然として察なるを知る。と述べている。これからすると鄭玄は古文《尚書》説に従つて、「九族」を高祖より玄孫に至るまでとしたのである。

（しかし）この注の主張は、やはり《禮戴》・歐陽等の説である。鄭玄の駁論に、「女子は父兄と異族爲ることを得ず」というので、その母を略し去つて、ただその子だけを取り、服の重いものを先にしたまでである。その意味はやはり変わらない。

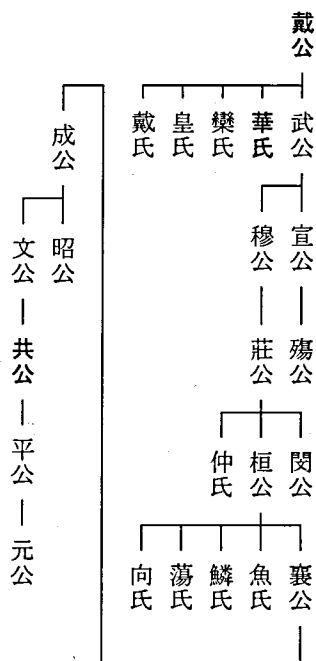
（杜預が）古学と鄭説に従わないのは（なぜかといえば）、ここに「其の九族に親しむ」といい、《詩》に九族が親しまないのを刺るのが、必ずや九族が疎遠となり、恩情がもはや薄くなつたところから、その親しまないことを刺り、そのよく親しむのを褒めたものだからである。高祖から父に至るまでは、自分が稟承〔うけつぐこと〕する所である。子より玄孫に至るまでは、自分が生育する所である。人間としてこれらに対して、誰が親しまなかつたり、そのよく親しむことを褒めたりするものがあるうか。《詩》の「其の九族を棄つ」ることを刺ることが、なんでまた上は父母を捨て、下は子孫を棄てることであるうか。もしも「其の九族を棄つ」ということが、その高祖から出たり、曾祖

から出たりした者を棄てるといふことであるならば、なんでもまた曾孫より出たり、玄孫より出たりする者を棄てるといふことがありえようか。また鄭玄は「婚礼では必ず三十にして娶る」と考えるのだから、人は九十で始めて曾孫が有ることになる。高祖と玄孫とが相い及ぶ道理は無いわけである。〔高祖玄孫無相及之理〕、族は結局のところ九は無いことになる。どうして九族が有つてこれに親しむことができようか。「三族」・「九族」は族の名が同じとはいつても、三・九の数は異なる。「三族」を引いて「九族」を非難するのは、筋違いである。もし三を縁故として九に及べば、三・九は（親疏が）異ならない。もしも高祖が死に、玄孫が死ぬと、また当然に婚礼をすることができない。それならなんで「九族の不虞」といわないのであろうか。このことからしても、「九族は皆な外親の服有りて族を異にする者」であることが分かるのである。

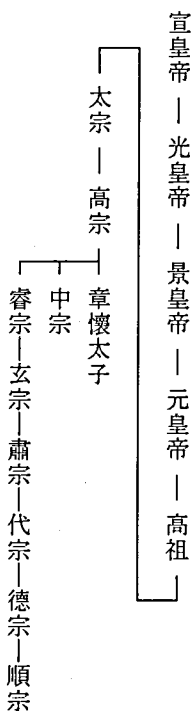
⑩春秋魯成公十五年——『左傳』成公十五年の条には、宋の共公の死去に伴う混乱を次のように記述している。

夏、六月、宋共公卒。……秋、八月、葬宋共公。於是華元爲右師、魚石爲左師、蕩澤爲司馬、華喜爲司徒、公孫師爲司城、向爲人爲大司寇、鱗朱爲少司寇、向帶爲大宰、魚府爲少宰。蕩澤弱公室、殺公子肥。華元曰「……」。乃出奔晉。二華戴族也。司城莊族也。六官者皆桓族也。魚石將止華元。

参考までに宋の公室の系譜を記す。



⑪唐六典——ちなみに『集釋』には「沈氏曰はく、六典の言ふ所は乃ち同宗の族なり。此れを以て九族を證するは、恐らくは未だ精細ならざるなり」という見解を引用している。なお唐皇室の系譜は以下の通り。



⑫杜氏——『左傳』襄公二十二年に「凡諸侯之衷、異姓臨於外、同姓於宗廟〔所出王之廟〕、同宗於祖廟〔始封君之廟〕、同族於禰廟〔父廟也。同族謂高祖以下〕。是故魯爲諸姬、臨於周廟。爲邢・凡・蔣・茅・胙・祭、臨於周公之廟」とある。

⑬後魏國子博士李琰——『魏書』卷一百八之二禮志二に見える。

國子博士李琰之議「案祭統曰『有事於太廟、羣昭羣穆咸在。』

鄭氏注『昭穆咸在、謂同宗父子皆來。』古禮之制、如是其廣、而當今儀注、唯限親廟四、愚竊疑矣。何以明之。設使

世祖之子男於今存者、既身是戚蕃、號為重子、可得賓於門外、不預碑鼎之事哉。又因宜變法、禮有其說。記言『五廟

之孫、祖廟未毀、為庶人、冠娶必告、死必赴。』注曰『實四廟而言五者、容顯考始封之君子。』今因太祖之廟在、仍

通其曾玄侍祠、與彼古記、甚相符合。且國家議親之律、指取天子之玄孫、乃不旁準於時后。至於助祭、必謂與世主相

倫、將難均一。壽有短長、世有延促、終當何時可得齊同。謂宜入廟之制、率從議親之條、祖祧之裔、各聽盡其玄孫。

使得駿奔堂壇、肅承禘祫、則情理差通。不宜復各為例、令事事舛駁。」

⑭宋洪邁容齋隨筆——宋・洪邁『容齋四筆』卷三「曾太皇太后」条。

⑮路史——宋・羅泌『路史餘論』第六卷「九族三族非異姓」条。顧

氏の引用は全文ではなく、その冒頭部分であるが、それでも「陳氏禮書曰」の直前までの長文の引用である。

⑯周禮小宗伯——『周禮』小宗伯は以下の通り。

掌三族之別、以辨親疏。其正室皆謂之門子。掌其政令。〔三族謂父子孫人屬之正名。喪服小記曰、親親以三爲五、以五爲九。正室適子也。將代父當門者也。政令謂役守之事。〕

⑰陳氏禮書——宋・陳祥道『禮書』卷六十三「宗族」の条。これまた長文の引用で、「則非五服之正也」までである。

⑱世叔——『集釋』に「楊氏曰はく、『世叔』は宜しく『世父・叔父』と云ふべし。下同じ」という。

⑲死喪之威——『毛詩』小雅・常棣に見える。

常棣之華、鄂不韡韡、凡今之人、莫如兄弟、死喪之威、兄弟孔懷、原隰裒矣、兄弟求矣、

〔威畏、懷思也。箋云、死喪可畏怖之事。維兄弟之親、甚相思念。〕

⑳降有四品——『儀禮』喪服篇「大夫之適子爲妻。傳曰、何以期也。父之所不降、子亦不敢降也。何以不杖也。父在則爲妻不杖」の

鄭玄注に次のように見える。

大夫不以尊降適婦者、重適也。凡不降者、謂如其親服。服之降有四品。君大夫以尊降、公子大夫之子以厭降、公之昆弟以旁尊降、爲人後者女子子嫁者以出降。

㉑如喪考妣——〔舜典〕「二十有八載、帝乃殂落、百姓如喪考妣、三載、四海遏密八音」を踏まえる。

㉒後魏孝文太和中——『魏書』卷十九中「景穆十二王列傳」の「任城王雲の長子澄」の条。

時詔延四廟之子、下逮玄孫之胄、申宗宴於皇信堂、不以爵秩爲列、悉序昭穆爲次、用家人之禮。高祖曰「行禮已畢、欲令宗室各言其志、可率賦詩」。特令澄爲七言連韻、與高祖往復賭賽、遂至極歡、際夜乃罷。

〔補説〕長文の本条での顧氏の指摘は、〔堯典〕の「九族」が同族を意味することを考証するものである。したがって結論的には、注⑨に引用した鄭玄・古文《尚書》説に従うことになる。

03 舜典

古時堯典・舜典本合爲一篇。故「月正元日、格于文祖」之後、而四岳之咨、必稱「舜曰」者、以別於上文之「帝」也。至「其命禹」、始稱「帝曰」、問答之辭已明、則無嫌也。

古時、堯典・舜典は本より合して一篇爲り。故に「月正元日、文祖に格る」の後にして、四岳に之れ咨るに、必ず「舜曰はく」と稱するは、以て上文の「帝」より別てるなり。「其の禹に命ず」に至りて、始めて「帝曰はく」と稱するは、問答の辭已に明らかければ、則ち嫌無ければなり。

〔補説〕以下に〈舜典〉の前半の文章を引用する。「○」印を附したのが堯、「★」印を附したのが舜を意味する。これによって、〈堯典〉〈舜典〉が本来一連のものであったとする顧氏の主張が了解できるであろう。もとより『偽古文尚書』本によつて分けられたのである。

慎徽五典、五典克從、納于百揆、百揆時敘、賓于四門、四門穆穆、納于大麓、烈風雷雨弗迷。

帝曰「格汝舜。詢事考言、乃言底可績、三載。汝陟帝位。」舜讓于德、弗嗣。正月上日、受終于文祖。在璇璣玉衡、以齊七政。肆類于上帝、禋于六宗、望于山川、遍于群神。輯五瑞、既月乃日、覲四岳群牧、班瑞于群后。

歲二月、東巡守、至于岱宗、柴、望秩于山川、肆覲東后。協時月、正日、同律度量衡。修五禮五玉三帛二生一死贊。如五器、卒乃復。

五月、南巡守、至于南岳、如岱禮。

八月、西巡守、至于西岳、如初。

十月一月、朔巡守、至于北岳、如西禮。歸、格于藝祖、用特。

五載一巡守、群后四朝、敷奏以言、明試以功、車服以庸。

肇十有二州、封十有二山、浚川。象以典刑。流宥五刑。鞭作

官刑、撲作教刑、金作贖刑、眚災肆赦、怙終賊刑。「欽哉。

欽哉。惟刑之恤哉」。流共工于幽洲、放驩兜于崇山、竄三苗

于三危、殛鯀于羽山。四罪而天下咸服。

二十有八載、帝乃殂落、百姓如喪考妣、三載、四海遏密八音。

月正元日、舜格于文祖。詢于四岳、辟四門、明四目、達四聰。

咨十有二牧、曰「食哉、惟時。柔遠能邇、惇德允元、而難任

人、蠻夷率服」。

舜曰「咨。四岳。有能奮庸、熙帝之載、使宅百揆、亮采惠疇」

僉曰「伯禹作司空」。

帝曰「俞咨。禹、汝平水土、惟時懋哉」。

禹拜稽首、讓于稷、契暨皋陶。

帝曰「俞、汝往哉」。

帝曰「棄。黎民阻饑。汝后稷、播時百穀」。

帝曰「契、百姓不親、五品不遜。汝作司徒、敬敷五教、在寬」。

帝曰「皋陶。蠻夷猾夏、寇賊奸宄。汝作士、五刑有服、五服

三就、五流有宅、五宅三居。惟明克允」。

04 惠迪吉從逆凶

善惡報應之說、聖人嘗言之矣。大禹言「惠迪吉、從逆凶、惟景響」。

湯言「天道福善禍惡」。伊尹言「惟上帝不常、作善降之百祥、作不善降之百殃」、又言「惟吉凶不僭在人、惟天降災祥在德」。孔子言「積善之家必有余慶、積不善之家必有余殃」。豈真有上帝司其禍福、如道家所謂「天神察人善惡」、釋氏所謂「地獄果報」者哉。善與不善一氣之相感、如「水之流濕、火之就燥」、不期然而然、無不感也、無不應也。此孟子所謂「志壹則動氣」、而詩所云「天之牖民、如殫如篋、如璋如圭、如取如攜」者也。其有不齊、則如夏之寒、冬之燠、得於一日之偶逢、而非四時之正氣也。故曰「誠者天之道也」。若曰「有鬼神司之」、屑屑焉如人間官長之爲、則報應之至近者、反推而之遠矣。

\* 1 原抄本は「迪」字に作る。

\* 2 集釈本「其」字に作るが、原抄本の「人」字に従う。

善惡報應の説は、聖人も嘗つて之れを言へり。大禹(①)言ふ「迪なに恵たまふは吉、逆に従ふは凶、惟れ景響のごとし」と。湯(②)言ふ「天道は善よに福さいわいし惡わるに禍わざはひす」と。伊尹(③)言ふ「惟れ上帝は常ならず、善を作さば之れに百祥を降し、不善を作さば之れに百殃を降す」と、又た言ふ(④)「惟れ吉凶の僭あやはざるは人に在り、惟れ天の災祥を降すは徳に在り」と。孔子(⑤)言ふ「善を積むの家には必ず餘慶有り。不善を積むの家には必ず餘殃有り」と。豈に眞に上帝の其の禍福を司つかさどること、道家の謂はゆる「天神は人の善惡を察す」、釋氏の謂はゆる「地獄果報」の如き者有らんや。善と不善とは一氣の相感ずるものにて、「水の濕うるへるに流れ、火の燥かわけるに就つく」(⑥)が如く、然しかするを期せずして然し、感ぜざる無きなり、應ぜざる無きなり。此れ孟子(⑦)の謂はゆる「志壹なれば

則ち氣を動かす」ものにして、詩(⑧)の云はゆる「天の民を牖みちむこと、殫けん(つちぶえ)の如く篋ち(よこぶえ)の如く、璋の如く圭の如く、取るが如く攜たづふるが如き」者なり。其の齊ひとはざることに有るは、則ち夏の寒きとき、冬の燠あつきときあるが如く、一日の偶逢に得るにて、四時の正氣に非ざるなり。故に曰はく「誠なる者は天道なり」(⑨)と。若し鬼神有りて之れを司つかさどること、屑屑焉として人間の官長の爲ための如くすと曰はば、則ち報應の至つて近き者も、反つて推して遠きに之かん。

① 大禹——〈大禹謨〉に見える。

曰若稽古大禹曰「文命敷於四海、祗承于帝」。……禹曰「恵迪吉、從逆凶、惟影響(迪道也。順道吉、從逆凶。吉凶之報、若影之隨形、響之應聲、言不虛)」。若影之隨形、響之應聲、言不虛」。

② 湯——〈湯誥〉に見える。

天道福善禍淫、降災于夏、以彰厥罪。(政善天福之、淫過天禍之。故下災異以明桀罪惡、譴寤之、而桀不改。)

③ 伊尹——〈伊訓〉に見える。

聖謨洋洋、嘉言孔彰。惟上帝不常、作善降之百祥、作不善降之百殃。(祥善也。天之禍福、惟善惡所在、不常在一家。)

④ 又言——〈咸有一德〉に見える。

惟民歸于一德、德惟一、動罔不吉、德二三、動罔不凶。惟吉凶不僭在人、惟天降災祥在德。(行善則吉、行惡則凶、是不差。德一、天降之善。不一、天降之災。是在德。)

⑤ 孔子——『周易』坤・文言傳に見える。

積善之家、必有余慶。積不善之家、必有余殃。臣弑其君、子



⑥水之流濕——『周易』乾・文言傳に見える。  
其父、非一朝一夕之故、其所由來者漸矣。

子曰、同聲相應、同氣相求。水流濕、火就燥。雲從龍、風從虎、聖人作而萬物睹。

⑦孟子——『孟子』公孫丑上篇に見える。

志壹則動氣。氣壹則動志也。今夫蹶者趨者是氣也而反動其心。  
〔趙岐注：孟子言、壹者志氣閉而爲壹也。志閉塞則氣不行、氣閉塞則志不通。蹶者相動。今夫行而蹶者、氣閉不能自持、故志氣顛倒。顛倒之間、無不動心而恐矣、則志氣之相動也。〕

⑧詩——『毛詩』大雅・板篇に見える。

天之牖民、如燠如篔、如璋如圭、如取如攜、  
〔燠道也。如燠如篔、言相和也。如璋如圭、言相合也。如取如攜、言必從也。箋云、王之道民以禮義、則民和合而從之如此。〕

⑨誠者天之道也——『孟子』離婁上篇に見える。

攜無曰益、牖民孔易、民之多辟、無自立辟、  
孟子曰、居下位而不獲於上、民不可得而治也。獲於上有道、不信於友、弗獲於上矣。信於友有道、事親弗悅、弗信於友矣。悅親有道、反身不誠、不悅於親矣。誠身有道、不明乎善、不誠其身矣。是故誠者天之道也。思誠者人之道也。至誠而不動者、未之有也。不誠未有能動者也。

05 懋遷有無化居

「懋遷有無化居」、「化」者「貨」也。【古「化」「貨」二字多通用。史

記仲尼弟子傳「與時轉貨貨」、索隱曰「家語貨作化」。運而不積、則謂之「化」、留而不散、則謂之「貨」。唐虞之世曰「化」而已。至殷人始以「貨」名。仲虺有「不殖貨利」之言、三風有「殉於貨色」之傲。而盤庚之誥、則曰「不肩好貨」、於是移「化」之字爲「化生」「化成」之「化」、而厚斂之君、發財之主、多不化之物矣。

舜作南風之歌、所謂「勸之以九歌」者也。【左傳文七年、卻缺言「九功之德、皆可歌也。謂之九歌。」讀之然後知「解吾民之慍」者、必在乎「阜吾民之財」。而自阜其財、乃以來天下之慍。

\*1日知録が「八年」に作るのは「七年」の誤り。

\*2原抄本には「讀之」二字無し。世界書局本「續之」に誤る。

「懋めて有無を遷して居を化す」①の、「化」とは「貨」なり。【古「化」「貨」の二字は多く通用す。史記仲尼弟子傳②に「時とともに貨貨を轉ず」とあり、索隱に「家語は貨を化に作る」と曰ふ。】運びて積まざるは、則ち之れを「化」と謂ひ、留めて散ぜざるは、則ち之れを「貨」と謂ふ。唐虞の世には「化」と曰ふのみ。殷人に至りて始めて「貨」を以て名づく。仲虺③に「貨利を殖ます」の言有り、三風④に「貨色を殉む」の傲有り。而して盤庚の誥⑤には、則ち「貨を好むに肩せず」と曰ひ、是に於いて「化」の字を移して「化生」「化成」⑥の「化」と爲して、厚斂の君、發財の主、化せざるの物多し。

舜南風の歌を作るは⑦、謂はゆる「之れを勸むるに九歌を以てす」⑧の者なり。【左傳文七年⑨に、卻缺「九功の徳は皆な歌ふべきなり。之れを九歌と謂ふ」と言ふ。】之れを讀みて然る後に「吾が民の慍を解く」とは、必ず「吾が民の財を阜くす」に在るを知る。而

るに自ら其の財を阜くするは、乃ち以て天下の愠を來たす。

①懋遷有無化居——〔益稷〕に以下のように見える。

禹曰「洪水滔天、浩浩懷山襄陵、下民昏墊。予乘四載、隨山刊木。暨益奏庶鮮食。予決九川、距四海、浚畎澮、距川。暨稷播奏庶艱食、鮮食、懋遷有無化居。烝民乃粒、萬邦作乂。」  
〔化易也。居謂所宜居積者。勉勸天下徙有之無。魚鹽徙山林、木徒川澤、交易其所居積。〕

②史記仲尼弟子傳——『史記』仲尼弟子列傳（子貢）の条に見える。

子貢好廢舉、與時轉貨貨。喜揚人之美、不能匿人之過。

索隱按、家語「貨」作「化」。王肅云「廢舉謂賤賣貴也。轉化謂隨時轉貨以殖其資也。」劉氏云「廢謂物貴而賣之、舉謂物賤而收買之、轉貨謂轉貴收賤也。」

③仲虺——〔仲虺之誥〕に以下のように見える。

惟王不邇聲色、不殖貨利。〔邇近也。不近聲樂、言清簡。不近女色、言貞固。殖生也。不生資貨財利、言不貪也。既有聖德、兼有此行。〕德懋懋官、功懋懋賞、用人惟己、改過不吝。

④三風——〔伊訓〕に以下のように見える。

今王嗣厥德、罔不在初。立愛惟親、立敬惟長、始于家邦、終於四海。嗚呼。先王肇修人紀、從諫弗拂、先民時若、居上克明、爲下克忠、與人不求備、檢身若不及、以至于有萬邦、茲惟艱哉。敷求哲人、俾輔于爾后嗣。制官刑、敝于有位。曰「敢有恒舞于宮、酣歌于室、時謂巫風、敢有殉于貨色、恒于游畋、時謂淫風、敢有侮聖言、逆忠直、違耆德、比頑童、時謂亂風。」惟茲三風十愆、卿士有一于身、家必喪、邦君有一于身、國必

亡。臣下不匡、其刑墨、具訓于蒙士。

⑤盤庚之誥——〔盤庚下〕に以下のように見える。

朕不肩好貨、敢恭生生、鞠人謀人之保居、敘欽。  
〔任也。我不任貪貨之人、敢奉用進進於善者。人之窮困能謀安其居者、則我式序而敬之。〕

⑥化生・化成——いづれも『周易』彖傳又た〔繫辭傳〕に見える。

咸・彖傳「天地感而萬物化生。聖人感人心而天下和平。觀其所感而天地萬物之情可見矣。」

繫辭下傳「天地絪縕、萬物化醇。男女構精、萬物化生。」

賁・彖傳「觀乎天文、以察時變、觀乎人文、以化成天下。」

離・彖傳「日月麗乎天、百穀草木麗乎土。重明以麗乎正、乃化成天下。」

恆・彖傳「日月得天而能久照、四時變化而能久成。聖人久於其道而天下化成。觀其所恆、而天地萬物之情可見矣。」

⑦舜作南風之歌——『史記』樂書に「昔者舜作五弦之琴、以歌南風。

變始作樂、以賞諸侯。故天子之爲樂也、以賞諸侯之有德者也」とあり、〔集解〕に「鄭玄曰、南風、長養之風也、言父母之長養己也。其辭未聞也。王肅曰、南風、育養民之詩也。其辭曰、南風之薰兮、可以解吾民之愠兮、また〔索隱〕に「此詩之辭出尸子及家語」と注釈する。そして現行本《孔子家語》辨樂篇には、

昔者舜彈五絃之琴、造南風之詩、其詩曰「南風之薰兮、可以解吾民之愠兮、南風之時兮、可以阜吾民之財兮。」得其時阜盛也唯脩此化、故其興也勃焉、德如泉流、至于今王公大人述而弗忘。

として見える。

⑧勸之以九歌——（大禹謨）に以下のように見える。

禹曰「於、帝念哉。德惟善政、政在養民。火・水・金・木・土・穀、惟修、正徳・利用・厚生、惟和、九功惟敘、九敘惟歌。戒之用休、董之用威、勸之以九歌、俾勿壞。」（休美、董督也。言善政之道、美以戒之、威以督之、歌以勸之、使政勿壞、在此三者而已）。帝曰「俞。地平天成、六府三事允治、萬世永頼、時乃功」。

⑨左傳文七年——『左傳』文公七年の条に見える。

晉卻缺言於趙宣子曰「日衛不睦、故取其地。今已睦矣、可以歸之。叛而不討、何以示威。服而不柔、何以示懷。非威非懷、何以示威。無徳、何以主盟。子爲正卿、以主諸侯、而不務徳、將若之何。夏書曰『戒之用休、董之用威、勸之以九歌、勿使壞』。九功之徳皆可歌也、謂之九歌。六府・三事、謂之九功。水・火・金・木・土・穀、謂之六府。正徳・利用・厚生、謂之三事。義而行之、謂之徳・禮。無禮不樂、所由叛也。若吾子之徳、莫可歌也、其誰來之。盍使睦者歌吾子乎」。宣子說之。

06 三江

「北江」今之揚子江也。「中江」今之吳淞江也。【東迤北會于匯、蓋指固城・石臼等湖。】不言「南江」、而以「三江」見之。「南江」今之錢塘江也。【本郭璞說。】禹貢該括衆流、無獨遺浙江之理。而會稽又他日合諸侯計功之地也。特以施功少、故不言於導水爾。「三江既入」一事也。「震澤底定」又一事也。後之解書者、必謂「三江」之皆由震

澤、以二句相蒙爲文、而其說始紛紜矣。【程大昌曰「弱水既西、涇屬渭汭」、必謂「既」之一語、爲起下文、則弱水未西、其能越秦隴而亂涇渭乎、可謂解頤之論。】

\*原抄本「道」字に作る。

「北江」は今の揚子江なり。「中江」は今の吳淞江なり。【東に迤り北のかた匯に會すれば、蓋し固城・石臼等の湖を指せるならん。】「南江」を言はずして、「三江」を以て之れを見ず。「南江」は今の錢塘江なり。【郭璞說（①）に本づく。】禹貢は衆流を該括すれば、獨り浙江を遺すの理無し。而して會稽は又た他日に諸侯を合はせて功を計りし地なり（②）。特だ功を施すこと少なきを以て、故に導水を言ざるのみ。「三江既に入る」は一事なり。「震澤は定まるを底す」は又た一事なり。後の書を解する者、必ず「三江」の皆な震澤に由り、二句を以て相蒙むりて文を爲ると謂ひて、而ち其の説始めて紛紜たるなり。【程大昌（③）曰はく「弱水既に西し、涇は渭汭に屬ぶ」に、必ず「既」の一語は、下文を起こすが爲めなりと謂はば、則ち弱水の未だ西せざるとき、其の能く秦隴を越えて涇・渭を亂さんや」とは、頤を解くの論と謂ふべし。】

①郭璞說——以下に示すように現行本『爾雅』注や『山海經』注には、直接該当する文章は見えない。

・『爾雅』釋地「吳越之間有具區」。【郭璞注：今吳縣南太湖、即震澤是也。】

【疏】吳越之間注今吳至澤是也○釋曰、周禮揚州云「其澤數曰具區」、鄭注云「在吳南」。地理志云「會稽吳縣、故

周泰伯所封國也。具區在西。古文以為震澤。禹貢揚州云「三江既入、震澤底定」是也。

・『山海經』岷三江「首大江出汶山、〔郭璞注〕：今江出汶山郡升遷縣岷山、東南經蜀郡犍爲至江陽、東北經巴東建平直都南郡江夏弋陽安豐至廬江南界、東北經淮南下邳至廣陵郡入海。」北江出曼山、南江出高山。高山在成都西。入海、在長州南。浙江出三天子都、在其蠻東」。

なお『水經注』卷二十九「河水」に、「郭景純曰、三江者、岷江、松江、浙江」として引用されているのは、おそらく『山海經』注の佚文（又は異文）と思われるが、あるいは顧氏はこれを指しているのであらうか。

②會稽——参考：『史記』夏本紀・太史公贊

太史公曰、禹爲姒姓、其後分封、用國爲姓、故有夏后氏。有扈氏・有男氏・斟尋氏・彤城氏・褒氏・費氏・冥氏・繪氏・辛氏・冥氏・斟戈氏。孔子正夏時、學者多傳夏小正云「自虞・夏時、貢賦備矣」。或言禹會諸侯江南、計功而崩、因葬焉、命曰會稽。會稽者、會計也。

③程大昌——宋・程大昌『禹貢論』二十八、三江」条に以下のよ  
うな記述がある。

然經之書「既」、雖可以知其爲已然之事、而下文所書、不必與上文繼續也。……又如「弱水既西、涇屬渭汭」、弱水・涇・渭邈不相及。如以辭而已、則涇之屬渭、其待「弱水既西」也歟。

〔補説〕以下に（禹貢）の文章の本条関連部分を引用しておく。

淮・海惟揚州。彭蠡既豬、陽鳥攸居。

三江既入、震澤底定。篠簜既敷。

厥草惟夭、厥木惟喬。厥土惟涂泥。

……

沿于江、海、達于淮・泗。

……

黑水・西河惟雍州。弱水既西、涇屬渭汭。

漆・沮既從、澧水攸同。

……

蟠冢導漾、東流爲漢、又東爲滄浪之水、過三澨、至于大別、南

入于江、東匯澤爲彭蠡、東爲北江、入于海。〔自彭蠡江分爲三、

入震澤遂爲北江而入海。〕

岷山導江、東別爲沱、又東至于澧、過九江、至于東陵、東迤北

會于匯、東爲中江、入于海。〔有北有中、南可知。〕

07 錫土姓

今日之天下、人人無土、人人有姓。蓋自「錫土」之法廢、而唐宋以下、帝王之胤、儕於庶人、無世守之固。「錫姓」之法廢、而魏齊以下、朔漢之姓、雜於諸夏、失氏族之源。〔春秋傳言「允姓之姦、居於瓜州」、蓋古者「分北三苗」之意。〕後之鄙儒、讀禹貢而不知其義者良多矣。

\* 1 集積本「裔」字に作る。

\* 2 原抄本「良」字無し。

今日の天下は、人人に土無く、人人に姓有り。蓋し「錫土」の法(①)

の廢れてより、唐宋以下、帝王の胤（しそん）は庶人に儕しく、世守の固無し。「錫姓」の法の廢れてより、魏・齊以下、朔漠の姓諸夏に雜はり、氏族の源を失ふ②。【春秋傳③】に「允姓の姦、瓜州に居す」と言ふは、蓋し古者の「分北三苗」④の意ならん。後の鄙儒、禹貢を讀めども其の義を知らざる者良に多し。

①錫土・錫姓——（禹貢）の最後部に以下のように見える。

錫土・姓、祗台德先、不距朕行（土・姓を錫ひ、台が徳を祗むを先にせば、朕が行ひに距かず）。「台我也。天子建徳、因生以賜姓、謂有徳之人生此地、以此地名賜之姓以顯之。王者常自以敬我徳爲先、則天下無距違我行也。」

また『蔡傳』は次のように注釈する。

「錫土・姓」者、言錫之士以立國、錫之姓以立宗。左傳所謂「天子建徳、因生以賜姓、胙之土而命之氏」者也。

②朔漠之姓——原抄本は「夷狄之種、亂于中國、無猾夏之防（夷狄の種、中國を亂り、猾夏の防ぎ無し）」に作る。ちなみに（舜典）に「蠻夷猾夏、寇賊姦宄（蠻夷夏を猾り、寇賊姦宄）」とあるように、原抄本では「夷狄の種族どもが中國を混亂に陥れ、中國にはそれを防ぐ手だてがない」ことを嘆いた文章となる。

かつて旧稿「日知録譯注春秋篇（二）」（東洋古典學研究第十三集二〇〇二）の「18 楚吳書君書大夫」条の「補説」で次のような指摘をしたことがある。

「尊王」と「攘夷」とは春秋学の二大支柱であるが、ここでの顧氏の考証には、彼の激しい「攘夷」の思想が窺える。征服王朝である清朝に対しては、やや問題があるところな

のであるう、校記に示したごとく、原抄本が大きく書き改められている。特に「夷狄」という表現が注意深く避けられていることが分かる。また原抄本の最後の一文「聖人の心は時として中國に在らざるは無し、嗚呼」には、明の遺臣としての顧炎武の無念の思いが表れているのであるが、やはり「聖人の心は蓋し見るべし」と書き改められ、穏やかな表現になっている。

本条においても同様なことが言えるであろう。「夷狄之種、亂于中國、無猾夏之防」は「朔漠之姓雜於諸夏、失氏族之源」というように、やや穏やかな文章に書き改められている。なお「朔漠」とは北方沙漠の地を意味する。

③春秋傳——『左傳』昭公九年の条に、周の景王の言葉として次のような記述がある。

先王居櫛机于四裔、以禦螭魅、故允姓之姦、居于瓜州。伯父惠公歸自秦、而誘以來、使偪我諸姬、入我郊甸、則戎焉取之。戎有中國、誰之咎也。

④分北三苗——（舜典）の最終部分に次のように見える。

三載考績、三考黜陟幽明。庶績咸熙。分北三苗。〔考績法明、衆功皆廣。三苗幽闇、君臣善否、分北流之、不令相從、善惡明〕舜生三十徵庸、三十在位、五十載、陟方乃死。つまり「三苗を分北す」とは、「三苗の君臣のうちから暗愚なものを選び出し、彼らを放逐した」という意味である。